**B保護者記入による登園届**

（あて先）

保育園長

園児名

年　　月　　日　に　　　医療機関名

において

と診断されました。

病　名

病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。

　　　　年　　　　月　　　　日

保護者名

印又はサイン

保育園受取　　　年　　月　　日　　　　　　　　印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に

生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす　　　　　　　　　　　　 |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間 | 全身の状態が良く抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳がおさまっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 発しん出現前の１週間 | 全身の状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・腸管ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発しん前急性期の数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症ﾋﾄﾒﾀﾆｭｰﾓｳｲﾙｽ感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんがかさぶたになっていること |
| 突発性発しん | 発熱している間 | 解熱後１日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと |
| 伝染性膿痂疹（とびひ） | 乾燥していない発しんがある間 | 治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる） |
| アタマジラミ | 発症から数日間 | 駆除を開始していること |
| 上記以外の感染症 |  |

港区子ども家庭支援部　保育課　令和5年11月改正